

第13 森林環境譲与税の使途について

○森林環境譲与税は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てるものとし、その使途について明示することとされています。

令和元年度決算における森林環境譲与税の充当状況については、下記のとおりです。

(歳入)

森林環境譲与税 12,263 千円

(歳出)

森林整備に要する経費 1,839 千円

森林環境譲与税基金へ積立 10,424 千円

計 12,263 千円

【充当事業】

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	市債	その他	森林環境譲与税	その他
森林環境譲与税活用事業費	森林整備	1,839	0	0	0	1,839	0
	森林環境譲与税基金へ積立	10,424	0	0	0	10,424	0
計		12,263	0	0	0	12,263	0